

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

入院基本料について

当院は、急性期一般入院料1を算定しており、入院患者さん7人に対し1人以上の看護職員が看護を行っています。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書でお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

入院時の食事について

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

入院期間が180日を超える入院

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院については、当院で定める金額（1日につき2,723円（税込））を徴収させていただきます。（厚生労働大臣の定める場合（15歳未満、難病等）は除きます。）

選定療養費について

医療機関の役割分担を推進するため、一般病床400床以上の地域医療支援病院では原則として一定金額以上の金額を保険診療とは別に負担いただくこと（選定療養費）が義務化されました。

当院は一般病床550床の地域医療支援病院であるため、義務化の対象となっておりますので、初診・再診時の選定療養費を下記のとおりご負担いただきます。ご理解とご協力の程お願いいたします。

紹介状をお持ちでない初診	当院医師からの逆紹介 申出後の再診
7,700円（税込）	3,300円（税込）

但し、次の場合は選定療養費の対象から外れます

【初診の場合】

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）

【再診の場合】

- ① 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ② 外来受診から継続して入院した患者
- ③ 災害により被害を受けた患者
- ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑤ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）



時間外にかかる選定療養費について

当院は『生命危機を伴う重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を受け入れる救命救急センター』と『地域周産期母子医療センター』の指定を埼玉県より受けております。そのため、当院は入院を必要とするような重篤な患者さんに向けて24時間体制で救急医療体制を維持しております。この体制を維持するために、『保険医療機関及び保険医療養担当規則保険医療機関が表示する診療時間以外における診療』によって、緊急性の低い軽症と医師が判断した方から選定療養費を徴収することが認められております。この制度に基づき、当院では下記の選定療養費を徴収します。

【時間外選定療養費金額】

8,800円（税込）

【徴収対象時間】

（平日） 17：15～翌朝8：30
（土・日・祝日） 終日

【次に該当される方は徴収対象外になります】

1. 小児（中学生まで）の方である場合
2. 緊急を要するため、当院の時間外外来受診を目的とした他院からの紹介状をお持ちの場合
3. 受診後、そのまま入院した場合
4. 当院で治療中の疾患の症状が増悪した場合
5. 当院で出産を予約していて産科救急を受診した場合
6. 当院の医師からあらかじめ時間外の受診を指示された場合
7. 生活保護法による医療扶助の対象である場合
8. 特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
9. 労働災害・公務災害・交通事故の場合

情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。



医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DXを推進し以下の取り組みを行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して得た診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応待ちとなります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声かけ・ポスター掲示を行っています。

院内トリアージ実施料

当院の救急外来では院内トリアージを実施しています。

院内トリアージとは、救急外来に来院した患者さんに対して、救急外来の経験が十分にある看護師が症状やケガの緊急度を判定し、治療等の優先順位を決めることです。

後発医薬品、バイオ後続品の使用促進について

- ・当院は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）、バイオ後続品（バイオシミラー）の使用を推進しています。
 - ・医薬品の供給が不安定な場合、使用している薬を変更する場合がございます。
 - ・お薬の変更が必要な場合はご説明いたします。
- ご不明な点がございましたら遠慮なく医師・薬剤師にご相談ください。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい

病院敷地内全面禁煙について

当院では、屋内外を問わず病院敷地内全面禁煙となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

